

石垣市国民保護計画

—資料編—

目 次

1	関係機関の連絡先	1
(1)	国の関係出先機関	1
(2)	県関係機関（県警察含む）	1
(3)	関係市町（消防含む）	1
2	国民保護関係条例等	2
(1)	石垣市国民保護協議会条例	2
(2)	石垣市国民保護協議会運営要綱	3
(3)	石垣市国民保護対策本部及び石垣市緊急対処事態対策本部条例	4
3	様式関係（第1号～第5号）	5

1 関係機関の連絡先

(1) 国の関係出先機関

名称	所在地	電話番号	FAX番号
石垣島地方气象台	石垣市字登野城428番地	82-2170	82-2158
石垣海上保安部	石垣市浜崎町1丁目1番地8	82-4841	83-0135
石垣航空基地	石垣市字盛山222番地282	86-8989	86-8989
石垣港湾事務所	石垣市美崎町1番地10	83-4741	83-8142
陸上自衛隊第15旅団	那覇市鏡水679	857-1155	857-1185

(2) 県関係機関

名称	所在地	電話番号	FAX番号
八重山事務所総務課	石垣市字真栄里438番地1	82-3040	82-3760
八重山保健所	石垣市字真栄里438番地	82-3240	83-0474
八重山土木事務所	石垣市字真栄里438番地1	82-2217	82-1954
八重山病院	石垣市字大川732番地	83-2525	82-1742
八重山警察署	石垣市字登野城894番地1	82-0110	83-3100

(3) 関係市町（消防含む）

市町村名	担当課	所在地	電話番号	FAX番号	県ネットワーク
石垣市	総務部総務課	石垣市美崎町14番地	82-1216	83-1427	6-710-9011
竹富町	総務課	石垣市美崎町11番地1	82-6191	82-6199	6-711-9011
与那国町	総務財政課	与那国町字与那国129番地	87-2241	87-2079	6-712-9011
石垣市 消防		石垣市字石垣420番地1	82-4050	83-6698	6-730-9011

石垣市国民保護協議会条例

平成22年12月20日
条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、石垣市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事30人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱、又は任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石垣市国民保護協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、石垣市国民保護協議会条例（平成22年石垣市条例第17号）第7条の規定に基づき、石垣市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(会議の招集)

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）を招集するときは、会長は会議開催の場所及び日程並びに会議に付議する事項をあらかじめ各委員に通知して行う。

(委員の代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により協議会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

- 2 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。
- 3 第1項の代理者は、委員とみなす。

(異動等の報告)

第4条 委員が、所属機関において異動等があったときは、その委員の後任者等は、直ちに異動等に係る委員の職名、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、協議会の議決により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

- (1) 石垣市情報公開条例（平成13年石垣市条例第23号）第7条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(会議録)

第6条 会議を開いたときは、その概要について、会議録を作成するものとする。

- 2 会議録には次に掲げる事項を記載する。
 - (1) 開催日時及び場所
 - (2) 出席委員の氏名
 - (3) 会議の経過の概要

(庶務)

第7条 協議会に関する庶務は、石垣市総務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月9日から施行する。

○石垣市国民保護対策本部及び石垣市緊急対処事態対策本部条例

平成22年12月20日
条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、石垣市国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及び石垣市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。
- 2 国民保護対策本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。
- 3 国民保護対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け国民保護対策本部の事務に従事する。
- 4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

- 第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。
- 2 本部長は、法第28条第6項の規定より、国の職員その他市の職員以外のものを会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

- 第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

- 第5条 国民保護対策本部の現地対策本部(以下「現地対策本部」という。)に、現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し、必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、石垣市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者から照会に対する回答又は公表することについて、同意するか同かを○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

- ① 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の移行に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- ② 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- ③ 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
- ④ 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
※備考	

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分に留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することもあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑩の同意者の氏名		連絡先	
同意回答者の住所		続柄	

- (注5) ⑩の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安 否 情 報 報 告 書

報告日時 年 月 日 時 分

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要な情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 備考
- 1 この様式の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
 - 2 「③出生の年月日」欄は、元号表記により記入すること
 - 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること
 - 4 武力攻撃被害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること
 - 5 ⑨～⑫の希望又は同意の欄には、安否情報の提供に係る希望の又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望の同意についてと件の条件がある場合には、当該条件を「備考」欄に記入すること

安否情報照会書

年 月 日	
総務大臣 （知事） 殿 （市長）	
申請者 住所（居所） 氏名	
下記の者について、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。	
照会をする理由 （○をつけてください。）③の場合、理由を記入願います。	①被災者の親族又は同居者であるため。 ②被紹介者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③その他 （ ）
備 考	
被災者を特定するために必要な事項	氏 名
	フリガナ
	出生の年月日
	男女の別
	住 所
	国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る）</small>
	その他個人を識別するための情報
※ 申請者の確認	
※ 備 考	

- 備考 1 この様式の大きさは、日本工業規格A4とします
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日

殿

総務大臣
(知事)
(市長)

年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。

避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る)	
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷者又は疾病の状況	
連絡先その他必要事項		

- 備考
- この様式の大きさは、日本工業規格 A 4 とします
 - 「避難住民に該当するか否かの別」の欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「部直攻撃災害により死亡又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」の欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。